

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 連合会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 会長の報酬については月額で支給する。
- 3 会長以外の役員の報酬は日額とする。
- 4 事務局職員が兼務する常勤役員は無報酬とする。
- 5 会長が委嘱する連合会の各種委員会委員等の報酬は日額とする。
- 6 役員等には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額の決定)

第3条 報酬額は別表に定める金額として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬の支給日)

第4条 会長を除く非常勤役員は、理事会及びその他の会議に出席した都度に報酬を支給するものとする。

- 2 連合会の各種委員会委員等は、委員会及びその他の会議に出席した都度に報酬を支給するものとする。
- 3 会長及び事務局職員を兼務しない常勤役員については、月末締め翌月21日に報酬を支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、役員等の同意を得て通貨で直接本人に支給できるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(新たに会長になった者及び会長でなくなったものの報酬)

第6条 新たに会長になった者には、その日から報酬を支給する。但し、会長になった日が月の途中の場合は、月額の報酬を下記のとおり日割りで支給する。

月額の報酬×当該月の就任日数／30日

- 2 会長が離職したときは、その日までの報酬を支給する。但し、会長を離職した日が月の途中の場合は、月額の報酬を下記のとおり日割りで支給する。

月額の報酬×当該月の就任日数／30日

- 3 会長が死亡した場合は、その日までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 役員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表により予算の範囲内において支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

報酬の額	(1) 会長の業務に関する執行に対する報酬 月額40,000円 (2) 事務局職員が兼務しない常勤役員、並びに非常勤役員である理事・監事、顧問・相談役の業務に関する執行に対する報酬 1日につき5,000円 (3) 連合会各種委員会委員等の業務に関する執行に対する報酬 1日につき3,000円
費用の額	(1) 会長及び事務局職員が兼務しない常勤役員、並びに非常勤役員、委嘱委員等の管内及び管外職務に係る費用 旅費規程に定める額 (2) その他 実費